

# 地域社会学会会報

No.201 2017.3.15

地域社会学会事務局 Office of Japan Association of Regional and Community Studies  
〒263-8522 千葉市稲毛区弥生町 1-33 千葉大学文学部 清水洋行研究室内  
TEL&FAX 043-290-2292(直) 郵便振替 地域社会学会 00150-2-790728  
E-mail [jarcs.office@gmail.com](mailto:jarcs.office@gmail.com) URL <http://jarcs.sakura.ne.jp/>

## ◆……………〈2017 年度の会費納入のお願い〉……………◆

- 1) 2017 年度会費納入用の郵便振替用紙を同封しました。会員ご本人の氏名・ご所属を明記のうえ、会費（一般会員 6,500 円、院生会員 5,000 円）のご送金をお願いします。4 月 25 日までに 2017 年度分の会費を納入された会員には、地域社会学会第 42 回大会の会場にて『地域社会学会年報』第 29 集をお渡しします。なお、大会会場では会費の納入を受け付けておりません。
- 2) ご異動の予定がある方は、早めに新しいご所属・ご住所等について事務局までご連絡ください。4 月中旬に会報 202 号をお送りする予定です。

## 目次

1. 2017 年度第 4 回研究例会報告
  - 1-1 地域社会の共同性の再構築をめぐって 吉野 英岐（岩手県立大学）
  - 1-2 「テーマ型」コミュニティの成立—世田谷プレーパーク活動の事例より 小山 弘美（東洋大学）
  - 1-3 再考される共同性はコモンズか？コミュニティか？—第 4 回研究例会印象記 永岡 圭介（明治学院大学大学院）  
伊藤 雅一（千葉大学大学院）
  - 1-4 2016 年度第 4 回研究例会 印象記
2. 理事会からの報告
3. 研究委員会からの報告
4. 編集委員会からの報告
5. 地域社会学会賞選考委員会からの報告
6. 社会学系コンソーシアム担当からの報告
7. 地域社会学会年報の J-Stage 公開に関するお知らせ
8. 事務局からの連絡
9. 会員異動
10. 第 10 回(2016 年度)地域社会学会賞の発表と選考経過・受賞刊行物の講評および受賞者の言葉
11. 会員の研究成果情報(2016 年度・第 5 次分)

### 地域社会学会第 42 回大会のご案内

日 時 2017 年 5 月 13 日（土）～5 月 14 日（日）

会 場 秋田県立大学 秋田キャンパス

※会場の詳細およびプログラム・報告要旨は、次号会報 202 号に掲載します。なお、日程・懇親会等の概略については、会報 200 号（1 月 15 日発行）の 26～27 頁をご覧ください。

## 1. 2016 年度第 4 回研究例会報告

2017 年 2 月 4 日（土）に本年度最後の研究例会となる第 4 回研究例会が、東京大学本郷キャンパスにて、吉野英岐・研究委員長、小山弘美会員を報告者として開催されました。研究例会には、第 3 回研究例会をさらに上回る 36 名の参加がありました。両報告者から大変興味深い報告と問題提起がなされました。詳しくは、報告要旨および印象記をご参照ください。

### 1-1 地域社会の共同性の再構築をめぐる

吉野 英岐（岩手県立大学）

#### 1. 会報 200 号の寄稿文から

本報告は 2016 年 5 月に発足した研究委員会が企画する 2017 年および 2018 年の大会シンポジウムのテーマについて、研究委員長がその背景と趣旨を述べる形で行われた。議論に先立ち、200 号を迎えた地域社会学会「会報」に寄稿された 3 名の元会長の文章を紹介する。特別寄稿を企画された事務局と寄稿された先生方にまず感謝申し上げたい。

似田貝香門元会長は本学会設立の背景として、1970 年代に設立された 4 つの研究会における議論をあげている。そしてその後の議論の背景として、1970 年代の構造分析における 2 つの争点、1980 年代の新都市社会学の登場、1995 年の阪神・淡路大震災とその後の被災者と支援者の活動をあげている。似田貝元会長は震災を機に地域社会研究の方法と対象の自己点検が生じているとして、今後の課題として、「『地域社会』をどのように把握し、どのような方向を卓望するのか、を巡る研究の方法論」の検討の必要性を指摘している。

岩崎信彦元会長は阪神・淡路大震災発災当時の事務局の動きや、テーマとしてしばしば登場する「転換期」にからめたエピソードを紹介している。そしてコミュニティ概念をめぐる、「政府のコミュニティ政策がすすめるコミュニティと community 概念をとりたてて区別することなくカタカナの『コミュニティ』としてオーバーラップさせてしまった」と指摘したうえで、「いよいよ時代は大きな転換期にさしかかっており、新しい社会再生の可能性を探求することがわれわれに要請されている」と結んでいる。

矢澤澄子元会長は、1999 年の「会報」100 号での蓮見論文と古城論文、2006 年の地域社会学講座全 3 巻の刊行、2007 年の地域社会学学会賞の創設を、学会の節目のできごととしたうえで、「『ポスト 3.11』の変容する日本社会は、東日本大震災・福島原発事故からの「復興」6 年目に入り、多くの未解決問題を抱えながら大きな転換期を迎えている」として、「希望と共生に開かれた複数性を承認する地域像、社会像（ビジョン）を模索し活動している」と述べている。

これらの指摘、提案は地域社会学会の先達の先生方の貴重な述懐であり、今後の学会の研究課題の設定に大きな示唆を与える見解として、研究委員長として真摯に受けとめていきたい。以下、3 人の元会長の述懐を念頭に置きながら、大会シンポジウムのテーマである「地域社会の共同性の再構築をめぐる」について、1980 年代後半以降の 30 年間にわたる地域社会にかかわる政策転換や地域再生の動向を振り返り、これからの地域社会の持続可能性について、共同性という概念を手掛かりに議論していくことを提起する。

#### 2. 1980 年代後半からの地域政策の動向～官から民へ、さらに公への転換～

1980 年代後半から 2000 年代にかけて、産業や経済の領域では民営化（市場化）が進み、行政の領域では市町村合併や地方分権が進んだ。まず産業や経済の領域では、3 公社、郵政、道路公団の民営化が実現し、独立行政法人の設立や政策金融機関の統廃合が進んだ。また公的領域での市場化テストや指定管理者制度の導入、労働者派遣法の改正、構造改革特区や規制緩和の推進など、公的な制度や領域の「私化」が進んだ。地方行政の領域では、市町村合併特例法改正（1995 年）を機に、基礎自治体の行財政基盤の強化を目指した自治体再編が進んだ。2000 年には 475 の法律（一部勅令を含む）の改廃からなる地方分権一括法が施行された。そして、2001 年からは

国庫補助金改革・税源移譲による地方分権とともに、地方交付税の削減が進み、国庫補助からの地方の自立が強く求められるようになった。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進にかかわる法律改正は2011年以降もほぼ毎年実施され、地方分権は進みつつあるが、地方の人口の減少と公共事業の減少が進み、地方の小規模自治体をとりまく環境は厳しさを増している。

2010年代の潮流はそれまでの公から私、官から民への動きとは異なる動きがみられるようになった。公と民のパートナーシップ（公民協働）、あるいは中央政府による新しい法律や制度の制定を背景とする地方自治体主導の地域政策の拡大という動きである。例えば、地域おこし協力隊（2009年創設、市町村が主体）や、「新しい公共」概念の提唱（2010年）は公民パートナーシップの事例であり、東日本大震災（2011年）後の復興庁の設立（国家直轄型復興）や「国家戦略特別区域法」（2013年）などは、新しい法律や制度の制定を背景とする地域政策といえよう。さらに、2014年に発表された『地方消滅』（増田寛也氏ほか）以後にとりまとめられた地方創生政策では、国家が一律的に地方自治体に対して目標設定・計画策定・KPIの設置を求めている。さらに近年では「空家等対策の推進に関する特別措置法」（2014年）やゴミ屋敷問題をめぐる京都市の条例（2014年）など、私権を制限できる法律や条例の制定が見られるようになった。

多くの研究者が所属する大学も無関係ではない。地方に立地する私立大学の公立化の動きが徐々に拡大しつつある。私立大学の公立化の動きは、2009年度の高知工科大学、2010年度の静岡文化芸術大学、名桜大学、2012年度の鳥取環境大学、2014年度の長岡造形大学と続き、2016年度には成美大学が福知山公立大学に、山口東京理科大学が山陽小野田市立山口東京理科大学になり、今後も2017年度に長野大学が公立大学法人長野大学に、2018年度に諏訪東京理科大学が公立諏訪東京理科大学（仮称）に転換する予定である。公設民営（私立）大学の公立化への転換は、公的主体による民間領域の財政危機への対応あるいは公主導のリノベーションともいえる動きである。

1962年にはじまる国土総合開発も、当初は国土の均衡ある発展という考え方のもと、特定の都市や地域を対象にした拠点開発を通じて、経済成長の果実の地方への配分という性格を有していたが、1986年の四全総、1998年の「21世紀の国土のグランドデザイン～地域の自立の促進と美しい国土の創造～」では、拠点開発ではなく、国家主導によるネットワーク型開発が構想されている。そして、2014年に公表された「国土のグランドデザイン2050」では、都市連携による60～70カ所の「高次地方都市連合」の構築と都市圏の維持、山間部などでの5000カ所の日常生活を支える機能集約拠点（小さな拠点）の構築というように、選択された特定の拠点開発ではなく、都市圏と地方圏（条件不利地域）の双方にわたる全国的な国家主導・自治体実施型の地域形成政策が提唱されている。

### 3. あてにされるコミュニティ

次に生活領域における行政施策や制度の変化を論じる。「新しい公共」概念の提唱以後、住民と行政とのパートナーシップや協働による地域運営が目立ち始めたといえよう。新しい公共宣言（2010年6月 鳩山内閣）では、「新しい公共」の具体的なイメージとして、非営利セクターの活性化とソーシャルキャピタルの育成、新しい公共を担う社会的・公共的人材の育成、公共サービスのイノベーション、新しい発想によって地域の力を引き出すことが提案されている。時を同じくして、市町村合併が一段落した2010年ごろから、合併後の地域運営のありかたについて、新しい動きがみられるようになった。例えば、従来の公民館制度の改変等による広域住民自治組織や住民自治協議会の設立があげられる。

岩手県では花巻市、北上市、八幡平市、一関市等で広域住民自治組織の導入が進んだ。従来の町内会（自治会）連合組織として存在していた広域の住民組織（昭和の合併前の旧旧町村の区画を基盤とする）を、連絡調整組織ではなく、官民協働の地域政策実行組織として機能させることが特徴である。広域住民組織を指定管理者として、公的施設（コミュニティセンター）の管理をまかせ、一括交付金を配分する形で住民活動を支援している。

さらに福祉の領域で 2025 年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的として、地域社会では包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築が推進されている。保険者である市町村や都道府県が計画を策定し、地域の自主性や主体性を前提にコミュニティが自ら動くことが想定されている。

これらの動きからは、地域社会やコミュニティにおいて、アプリアリに住民の自主性や主体性が措置されているように見える。確かに住民自治は重要で必要であるが、それは規範概念としては有効であるとはいえ、実態概念としてアプリアリに措置できるものであろうか。調査にもとづいて測定・計測・観察された事実をもとに議論をする社会学固有の立論形式からいえば、住民自治やパートナーシップは規範概念ではなく、どのような社会経済状況や住民意識のもとで実現可能であるのかを実証的に考察する必要があるのではないだろうか。

#### 4. 地域社会の共同性の再検討にむけて

現在の研究委員会が企画する 2017 年と 2018 年の大会シンポジウムでは、「共同性」という概念と、それが指し示す実態をてがかりに、地域社会やコミュニティの自主性や主体性の発揮と地域社会の共同性との関連について検証作業を進めていきたい。地域社会の共同性をめぐっては、私自身としては、担い手、物的基盤、住民意識がその要素であると考え。地域の共同性を担保する物的基盤に関連するこれまでの概念としては、社会的共通資本（宇沢弘文）、社会的共同消費手段（宮本憲一）などがある。そして、共同性を担保するためには、共通の利害、共同の財産・共同で解決する課題の存在などが想定され、そのうえで共同性の構築の要件の明確化の作業が必要である。

地域社会に従前から共同の財・資源が存在しているが、今日、その更新をめぐる合意形成には大きな困難がある。地域社会の共同の財・資源である一方で私的所有物である農地、山林、住宅については、遊休農地、荒廃山林、ゴミ屋敷、放置空き家等といった不適正管理が顕在化しつつある。また都市ストックである大型郊外団地、老朽商店街などの更新やリノベーションの必要性も増大している。こうした財や資源をめぐっては公的主体の介入や権限強化、公益の増進のための私権の制限なども議論されつつある。住民あるいは住民組織はどのようにして自ら合意を形成し、自主・自律的な所有、運営、管理をすすめていくのか。こうした観点から、これらの地域社会の持続可能性のカギを握るであろう「共同性」について、今後、議論を深めていきたい。

大会シンポジウムでは、都市と農山漁村地域のそれぞれで、共同性の発現形態だけでなく、共同性が立脚する理念や制度面からの検討も行い、地域社会の持続可能性の検証につなげていく。2017 年の大会シンポジウムが秋田県で開催されることも踏まえて、まずは、農山漁村地域、農林水産業における地域住民や地方自治体がかかわる財・資源の共同所有・共同利用・共同管理に着目したい。2018 年は都市における課題を議論する予定である。

#### 参考文献

地域社会学会編集・発行、1999『地域社会学会会報』No.100

地域社会学会編集・発行、2017『地域社会学会会報』No.200

吉野英岐、2009「農山村地域は縮小社会を克服できるか」、地域社会学会編『地域社会学会年報 第 21 集』ハーベスト社

吉野英岐、2013「昭和・平成の合併における地域統合政策の展開と課題—青森県八戸市南郷区を事例として—」、日本村落研究学会企画『村落社会研究 49 検証・平成の大合併と農山村』農文協

## 1-2 「テーマ型」コミュニティの成立—世田谷プレーパーク活動の事例より

小山 弘美（東洋大学）

### 1. 問題の所在

社会学が成立して以降、幾度となく「コミュニティ」が取り上げられてきた。しかし、コミュニティの語は多義性が指摘されており、B.ウェルマン（1979=2006）がコミュニティ問題を提起したように、その守備範囲も変化するものであると認識する必要がある。G.A.ヒラリー（1955=1978）はコミュニティの多様な概念定義を整理し、それらに共通する要素として「地域性」「共同性」「親密な人間関係」の3つを捉えた。しかしその後、ウェルマンは第一次紐帯が地域内につくられているという前提を否定し、コミュニティ解放論を提示した。これにより、コミュニティの三要素のうち、最も重要な要件であった「地域性」に疑義が呈されたわけである。しかしながら、地域・都市社会学におけるコミュニティ論は一方でウェルマンの主張に首肯しながら、コミュニティ概念は一向に「地域性」を前提としたままになっているのではないだろうか。他方で地域協働が目指される中で、従来の町内会などの地域住民組織を中心とする地域型のコミュニティ活動と、市民活動やNPOを中心とするテーマ型のコミュニティ活動との協働が重視されるようになってきた。地域再生が求められる現場でも、地域型とテーマ型の両方のコミュニティを意識しながらつくっていかねばならないとされる<sup>1)</sup>。市民活動やNPOといったアソシエーションの活動を、コミュニティにしていくとはどのようなことであるのだろうか。本報告はその成立状況と過程を検討するものである。その上で、地域性を前提としないコミュニティについて検討したい。

### 2. 日本におけるコミュニティ論の変遷から見るテーマ型コミュニティ

日本のコミュニティ論の嚆矢として、国民生活審議会の報告書『コミュニティ』（1969年）が挙げられている。ここでのコミュニティとは「市民としての自主性と責任性を自覚した個人および家庭」を構成主体とし、「多様化する各種の住民要求と創意を実現する集団」とされている。ここで示されるコミュニティ概念は、変わりゆく地域社会の先にあるモデルとしての期待概念であり、コミュニティ形成が問題とされた。コミュニティ形成論で代表的な論者である奥田道大（1971）は、新しい地域社会としてのコミュニティは、地理的に想定されるよりも意識や行動の共通性によって設定されるとしている。奥田のコミュニティモデルは「住民の主体化」と「価値の普遍化」を軸にして交差させ4象限で表したものである。しかし、住民の主体化も価値の普遍化も実際には住民が地域社会において何らかの相互行為を行いながら、徐々に獲得していかねばならない。奥田はこのような新しい地域社会に向けて価値の創出と共有を促すような変化を起こせるものとして住民運動にその可能性を見出していた。奥田のコミュニティ形成の過程は、特殊的問題解決のための住民運動を出発点とし、これが活動を続ける中で地域社会全体の問題へと問題意識を展開させ、住民主体のまちづくり運動へ発展するというものである。

一方で、既存の町内会の変容によってコミュニティ形成を模索したのは、中村八朗や越智昇である。特に越智（1982）はボランティア・アソシエーションつまり今でいう市民活動やNPOによって既存の地域住民組織を変容させるというコミュニティ形成論を打ち出していた。越智はボランティア・アソシエーションが自己変革を経験しながらネットワークングしていくことによって、形骸化した既存の地域組織を変容させることが、コミュニティ形成につながると考えた。

奥田や越智の1970年代から90年代のコミュニティ形成論は、地域の共同性が寄与されていないことを出発点にしながらも、あくまでその帰結は地域コミュニティの成立にあった。ここで、ウェルマンの「第一次の紐帯は地域内にあるものとみなす考え方（Wellman 1979=2006）」への批判が想起される。奥田や越智が見ていた住民運動や市民活動も地域外へネットワークを拡げていたはずである。フレームワークを地域内に留まらせず、地域外に拡がる第一次の紐帯やネットワーク型のコミュニティが存在しているのではないか。本報告では、1970年代に東京都世田谷区で始まったプレーパーク活動を事例にこれを捉えたい。

### 3. 世田谷区の概況

世田谷区は東京 23 区の西南に位置し、人口は 88 万人と 23 区内で 1 番多い自治体である。戦後 31 万人だった人口は 1970 年には 70 万人を超え、その後バブル経済期に減少したが、1995 年以降は増加を続けている。成城など高級住宅地が点在し、山の手地区に分類されており、2010 年の国勢調査ではホワイトカラー比率 61%、大卒以上の割合が 44%となっている。

世田谷区の住民活動を捉える上で、1970 年代後半からのコミュニティ政策について押さえておく必要がある。1975 年区長公選制復活により革新系の大場啓二氏が当選し、1978 年の世田谷区基本構想で住民参加が掲げられた。その後大場区長が引退する 2003 年まで特色あるコミュニティ政策が打ち出され、その成果が現在の地域コミュニティの状況に反映されている。例えば、町内会を中心としながら、27 の行政区ごとにまちづくり推進委員会や青少年委員会等が編成されているのは、地域行政施策の影響を受けたものである。一方で、1992 年に設立された公益信託世田谷まちづくりファンドは、2012 年までの 20 年間で 517 件の助成を行ってきた。公益信託の性質上、区の意向を反映しない形で草の根の活動に助成してきた成果が、多種多様な市民活動につながっている。本報告で事例として扱うプレーパーク活動も、このような世田谷区のコミュニティ政策と共鳴しながら現在まで活動を継続させてきたのである。

### 4. 世田谷プレーパーク活動の概要

現在 NPO 法人プレーパークせたがやが世田谷区と協働で運営しているプレーパークは 4 つある。活動の発端は、子どもの遊び場についての本の翻訳をした大村虔一・璋子夫妻の声かけにより、子どもの遊びや遊び場に危機感を覚える親たちが集まり、経堂の緑道予定地で 1975、76 年の夏休みの間「冒険遊び場」を開催したことである。1977 年 7 月から桜丘の区民センター予定地で常設の冒険遊び場を開催した後、1979 年に世田谷区との協働事業として羽根木プレーパークが開設された。これ以降、世田谷区の施策に位置づけられながら公設民営で運営され、現在では羽根木、世田谷、駒沢、烏山のプレーパークが区内に開設されている。

各プレーパークは各地域住民からなる世話人会により運営されてきたが、2003 年にこれら 4 つの世話人会が一緒になり NPO 法人プレーパークせたがやとなった。法人化以降は、単にプレーパークを運営するだけでなく、新事業に取り組んできた。例えば、「屋外型」子育て支援拠点の開発に取り組んだり、居場所づくりなど思春期の子どもたちの支援事業を行ったり、被災地支援を行ったりしてきた。

40 年の歴史の中で、地域との関係も変化してきている。活動初期、地域から「危ない」「汚い」という目で見られ、地域住民である運営者たちを悩ませた。この経験から、羽根木プレーパーク開設の際には、地元の小中学校の PTA や町内会長に準備会に入ってもらい、常に地域との連携を意識してきた。何かイベントがあれば声をかけ、月 1 回の地域交流会を開催した。こうして、だんだんと地域の活動として認められるようになってきたという。活動当初から 40 年たった今では、プレーパーク活動は地域の活動として認められている。一つに、地域住民である世話人を介して、地域のネットワークに埋まっている状況が生まれている。地域住民である歴代の世話人が、PTA の役や青少年委員・青少年地区委員といった地域の役を担ってきた。その後は町内会役員になる人も出てくるなど、プレーパーク活動は「あの人がやっている活動」と認識されるようになる。また、40 年も活動を続けてきたプレーパークは、小学校や PTA に呼ばれて出張の遊び場を開催するなど、子どもの遊びに関して頼れる存在となっている。他にも、不登校児など問題を抱える子どもの居場所になっていることや、被虐待児を発見するなどの見えない機能を有する点について、世田谷区からも認識されている。

以上は世田谷区内におけるプレーパーク活動について示してきたが、全国にも活動は拡がり続けてきた。現在全国で冒険遊び場活動を行っている団体は約 400 団体にのぼる。2003 年には全国組織として NPO 法人日本冒険遊び場づくり協会が発足し、全国に飛び火した活動のサポートやネットワークづくりを行っている。

## 5. 子どもの遊びをとりまくコミュニティ形成

プレーパーク活動の変遷をコミュニティ形成という観点からまとめると、まず地域的な広がりが指摘できる。はじめは子どもの遊びに関する問題意識を共有した地域の有志が集まり身近な場所ですべて活動をはじめた。これが世田谷区に認められ、世田谷区内の4か所に広がった。これと同時に、先進的な取り組みが注目され、視察などにより全国的に広がっていき全国組織設立にまで至っている。

次に指摘できるのが、参加者を介した広がりである。1990年頃から3人の子どもたちと活動に参加してきた世話人のSさんは、自分達が楽しめばいいという意識から、活動自体が「みんなにとって必要なんだ」と自覚してきたという。「プレーパークという場所が、本当にいろんな意味で、何かを変えていくとか、突破できるような鍵の一つではあるのかもしれないというふうに思っている」と述べている。このように意識を変化させてきたSさんは、プレーパーク活動からはみ出して、地域の他の活動を担うようになる。子ども達が通っていた小学校で、地域を巻き込んだビオトープづくりを行ってきた。その小学校を含む三校統合の会合には、町内会長代理として出席した。また、世田谷まちづくりファンドの運営委員を担い、「10代まちづくり部門」の設立に奮闘した。

Sさんの事例を通して、参加者が自分の子育ての問題からプレーパーク活動に関わるようになり、「子どもの遊びを守る」という課題を出発点にしながら、地域の他の問題にまで意識が広がっていく様子が見える。参加者自身の意識の変化とネットワークの広がりが、活動自体の広がりにつながる。

また、団体として運動性を継続していくことがさらなる活動の場を拓いていく。基本的にはプレーパークの実践活動を継続させることによって、その社会的意義を発信し、仲間を増やしていく。これに加えて、子どもの遊びに関わる新しい問題を、先行的な活動や働きかけによって行政などに認めさせ、社会に発信することで活動の幅が広がる。また、全国的な活動の展開によって、発信力あるいは情報収集力も強化される。このような広がりから、例えば東日本大震災発生後すぐに現地に入って子どもの遊びをサポートする体制をつくり、この活動から現地のコミュニティ再生に寄与するようなことが起きてくるのである。

以上のように、ある地域で始まった単一課題を持った活動を発端として、地域的な広がり、人を介した問題意識やネットワークの広がり、活動自体の幅の広がりなど、活動の射程範囲を次々と拓いていった様子が見て取れる。これを子どもの遊びや遊び場に関するテーマ型コミュニティの成立と称していいのではないだろうか。

## 6. 最後に

報告では触れられなかったが、ここでいう“テーマ型コミュニティ”をどのように捉えているかまとめておきたい。まず、ある単一的な生活課題を中心にこれに関わる人びとや組織の多次元的に結びつかるネットワーク構造であるということ、また、ネットワーク構造の間隙に存在する人びとや組織も自然と巻き込んだ総体であるということである。今回の報告では、「コミュニティ」と「テーマ型」の語がこのような総体を表すのに適切であるかどうか、多くの質問とご意見をいただいた。これについてはもちろん再考し、どのような言葉で表すか慎重に検討すべきである。しかしながら、ある地域社会の構造や現象を切り取る時に、ある人や組織を通じて、このような“テーマ型コミュニティ”の断片が立ち現われてきていることを認識する必要があるのではないか。このような発想の原点に戻り今後も議論を深めていきたい。貴重な機会をいただいたことに感謝申し上げたい。

## 注

- 1) コミュニティデザイナーの山崎亮氏によるコメントなど  
(六本木未来会議 <http://6mirai.tokyo-midtown.com/interview/16/>)。

## 文献

- Hillery Jr., G.A., 1955=1978、山口弘光訳「コミュニティの定義—合意の範囲をめぐって」  
鈴木広編『都市化の社会学〔増補〕』誠信書房、303-321
- 越智昇 1982「コミュニティ経験の思想化」奥田道大・大森彌・越智昇・金子勇・梶田孝道  
『コミュニティの社会設計—新しい〈まちづくり〉の思想』有斐閣、135-177
- 奥田道大 1971「コミュニティ形成の論理と住民意識」磯村英一・鶴飼信成・川野重任編  
『都市形成の論理と住民』東京大学出版会、135-177
- Wellman, B., 1979=2006、野沢慎司・立山徳子訳「コミュニティ問題—イースト・ヨーク住民  
の親密なネットワーク」野沢慎司編・監訳『リーディングス ネットワーク論』勁草書房、  
159-204

### 1-3 再考される共同性はコモンズか？コミュニティか？—第4回研究例会印象記

永岡 圭介（明治学院大学大学院）

第一報告は、吉野英岐会員（岩手県立大学）より、「地域社会の共同性の再構築をめぐって」と題して、来期大会シンポジウムに向けたテーマの解題の意が込めて報告された。まず、これまでの本学会の振り返りとして、会報200号における歴代会長3氏（似田貝・岩崎・矢澤元会長）の寄稿を基に、阪神淡路大震災と東日本大震災、そして学会内の研究視座・方法論の動向の節目と転換期が指摘された。なお、例会当日は、資料として会報100号が配布され、学会創設への振り返りと節目が確認できることも指摘された。

さて、次期大会シンポジウムのテーマの背景の一つとして、1980年代から2000年代の主に民営化、官から民への転換、公と私の担い手の変容、中央から地方への転換が取り上げられた。その中には、国鉄や郵政の民営化はもとより、規制緩和、市町村合併と自治体再編、地方分権改革、国土総合開発が網羅されていた。背景のいまひとつは、2010年代の新しい動向として、地方消滅に対する地方創生、公・官から私・民への動きとは逆の動きや公・私・共の協働、新しい公共、地方大学の公立化・公主導の改革、さらには住民自治協議会や地域包括ケアシステムが網羅されていた。また、震災後に空き家・ごみ屋敷をどう処理するのかといういわば私権の規制が露呈されるなど、これまでに納まりきれない細々とした問題が散見されることも示されたことから、はたして私的領域や民間主導一辺倒で大丈夫なのかどうか問われる時期・状況下に我々は曝されていることが思い知らされた。

以上の背景を踏まえて、報告者から「地域社会の共同性の再検討」が提示された。それは私有財産の限界や管理の問題であり、それに対して期待される公的介入と公益実現によるリノベーション（機能再生としての）である。そして、その私と公のあいだに、宮本憲一や宇沢弘文が唱えた社会資本概念を引き合いに、現代の「コモンズ」が注目されるようになるという。この「コモンズ」は環境社会学で用いられる場合といかなる差異があるのか（岡田会員）、はたして希求されるのはコモンズなのか、総称的に用いないほうがよいのではないか（玉野会員）などの質疑が続出した。この点に対し、報告者からあらためてここでのコモンズは、自然資源や有形資産といった既にあるものに特化されず、また個人の資産に明確に分割できないものを指していることを強調され、行財政学では生活インフラとすっきりしている半面、社会学では地域単位で扱っているようなそれを何と呼べばよいのかと問いかけた。それは、単純に公・私・共の何れかに治め・収められるわけでもない。

また、なぜ「共同性」を問うのかについて、これまでの共同性との違いを明確にしておくべきといった指摘も出された（黒田会員）。ここで例示された、人口減少で廃校となった校舎をどう活用するかなど、人のいないところ集まらないところでの共同性をどう考えていくかが本質的議論となるであろう。主要目的を失った公的資産がどのように主体的・自発的に活用・運用されているのか・されていないのかが見えにくい状況であること、およびその現実をどう言語化・メソッド化していくのかも課題であると報告者から補足的に応答された。筆者の所感として、会場でも意見提示させていただいたが、80年代以降今日に至って網羅されていた中で、90年代に隆盛した

内容が乏しいと思われた。1995年の阪神淡路大震災の折に、ボランティアな活動に注目され、1998年にはNPO法が制定され、まちづくり三法や商店街活性化も視野に納められる余地があるであろう。ただしこの点は、プライベートセッションとの関連においてどう考えるかが問題となると報告者から応答いただいた。

第二報告は、小山弘美会員（東洋大学）より、「『テーマ型』コミュニティの成立—世田谷プレーパーク活動の事例より」と題して、世田谷区のコミュニティ政策と地域協働、および1975年に住民夫妻の呼びかけから立ち上がった公園の遊び場（プレーパーク）実現とその後40年間の変遷にふれつつ、ネットワークとテーマ型コミュニティが掲出された。まず、ヒラリー、マッキーヴァーのコミュニティとアソシエーション、ウェルマンのネットワーク概念を整理し比較した後、わが国の1969年国民生活審議会による「コミュニティ」報告による兆しを経て、そして奥田道大と越智昇のコミュニティ形成論を引き合いに、町内会と市民活動団体が並存する今日の地域協働において、アソシエーションに解消されないネットワークとテーマ型コミュニティが注目されつつあると提示された。

このプレーパーク実現と子どもの見守りへのテーマ型コミュニティの拡散は、はたしてコミュニティか、はたまたアソシエーションなのか。多数の古参からの厳しい批評と新参報告者のねばり強い応答が熱く交わされた。地域の事情を汲んでrespectした営みが地域側でテーマを位置づけられた(accept)と解せられる(浦野会員)。これに関連して、コミュニティ形成よりはむしろ強い共同の関心に基づき、「主体形成」によってテーマが普遍化したと考えるべきである(中澤会員)。また、奥田のコミュニティ概念はSollenであり(鯨坂会員)、消費者市民という立場が含まれない伝統的共同体なので、報告者の考える「テーマ型」は納まりにくいのではないか(渡戸会員)。「テーマ型」コミュニティが指示する事象が仮想敵なのかどうかなど釈然としないので、もっと厳密に定義づけられたい(清水亮会員)。コミュニティはアソシエーションのようにすっきりしていない(玉野会員)。これらに対し報告者は、切り取られにくい側面が残り、その先にあるものが何か(テーマの普遍化?)、収束感がないことに着目していると応答されたが、そもそもコミュニティは円周率みたいなものできりが無い(黒田会員)。では、アソシエーションかと言えば、それはそれで違和感が残る。それ故にコミュニティとしていったん捉えるべきで、その上で共同性から排除された人々や対立点こそ拾っていくべきであり、決して普遍化などあり得ず、また排除にも「出て行けもあれば来なくていいよ」まで様々であることが指摘された(浅野会員)。

ウェルマンのネットワーク型コミュニティ論は、マッキーヴァーや奥田のコミュニティ論とは趣が異なり、活動の担い手や利害関係者間の相互作用やつながりに重きが置かれ、土地への根つき・土着性といったコミュニティの要素はやや薄いように思われる。それは擬似的なコミュニティかもしれないが、偶発的・瞬時的な点と点の出会い・交流という形式であり、コミュニティでもアソシエーションでもない。また、プレーパークの実現の後、子どもを見守る機能へと飛び火していく点を報告者は注目していたが、これは組織が一定の目的を達成すると使命を終えるけれども、更なる目的を設定することで存続可能となるという組織一般の宿命であり、普遍的なテーマの形成かどうかは疑わしいと思われた。ネットワーク論や組織論は、社会学では産業や家族分野では多用されており、地域社会の共同性を考える上でも、また社会関係資本とも関連深い故に、本学会においてもこれらの分析視角をどう取り込んでいくべきか検討に値するであろう。

二つの報告はともに、共同性とコミュニティを本質的に問う機会を気づかせるシグナルであったと思われる。かつて70から80年代にかけて、コミュニティは共同関係や共同存在、共同態という概念から深く吟味されていた時期があった。仮に転換期と捉えるならば、一度その地平から様々な隣接概念と事象を検討・整理することが有意義であろう。少なくとも、吉野会員からの報告要旨8頁(5)にある「共同性そのものだけでなく共同性が立脚する構造の解明」に志向されるのであれば、それはなおさらである。

## 1-4 2016 年度第 4 回研究例会 印象記

伊藤 雅一（千葉大学大学院）

第 4 回研究例会では、2 つの報告が行われた。第 1 報告は、吉野英岐氏による「地域社会の共同性の再構築をめぐる」の報告であり、研究大会で開催されるシンポジウムの前段的位置づけにあたりと説明があった。第 2 報告は、小山弘美氏による「「テーマ型」コミュニティの成立—世田谷プレーパーク活動の事例より」の報告であった。

まず、第 1 報告では、会報の 100 号と 200 号の寄稿文を参照し、学会運営の面や「共有財産」（会報や年報など）のアーカイブ化についてふれつつ、社会の転換期における地域社会をとらえようとしてきた流れを引き継ぎ、次回大会のシンポジウムのテーマは「地域社会の共同性の再構築をめぐる」であることが示された。

次に、次回大会シンポジウムテーマについて、転換期をどのようにとらえるのかを探るために、公化／私化の観点からテーマの背景を確認していった。まず、1980 年代から 2000 年代にかけての背景として、①公から私へ・官から民への動き（国営企業の民営化など）、②中央から地方への動き（基礎自治体の行財政基盤の強化を目指した財政再建など）、③国土総合開発の方針の変化（リノベーション志向など）の 3 つの具体的な動きが提示された。

こうした 2000 年代までの公から私へ・官から民への動きに対し、続く 2010 年代の背景は、民から公への動きが見られるようになったと指摘された。①地方から始まりつつある方向転換（復興庁による国家直轄型復興）、②大学の公立化（地方私立の公立化、鉄道の国鉄→民営→公営に似た流れ）、③あてにされるコミュニティ「新しい公共」（民間による組織的な公共的支援活動（住民自治協議会や地域包括ケアシステムの事例））の 3 つが具体的な動きとして提示された。

以上のシンポジウムテーマの背景確認を経て、地域社会の共同性の再検討をどのようにとらえていくのか主に 5 つの論点が提示された。1 つ目は、地域社会の共同性をめぐって「あると思ってたけどなかった」「ないと思ってたけどあった」を超えた議論を展開するために、成立条件や要素はどのようなものかを探る論点である。2 つ目は、私的所有の限界、具体的には「50 年物件」の増加をむかえている時期にあたり、共同性の舞台をめぐる権利関係の再構築（地域資源の更新）をめぐる論点である。3 つ目は、公的介入による更新・継承であり、私権の制限や公的な管理の強化と向き合う論点である。4 つ目は、現代社会における共有財産に関する論点、5 つ目は問題解決にむけた地域コミュニティの可能性と課題であった。これらの論点について、2017 年度は農山漁村、2018 年度は都市を対象として、地域社会の共同性を 2 年にわたり探求していくことが述べられた。

質疑では、まずコモンズとの関連からいくつかのやり取りがあった。社会学の近接領域を参照しつつ、社会学的には地域で制度的に決まっている慣行が明らかになっていないことに焦点をあて、そうした慣行がある／なしがどのように共同性と関わっているのか、共同管理などに注目して取り上げていくという回答があった。「共同性の様々なタイプを分けて、現在のタイプを考察する必要」「（何か総合的な概念を構想していくのではなく）側面やレベルを分けていくことが重要」であることが確認された。続いて、「先端的な事例（例えば、過疎地や中山間地にみられる相当配慮されている事例）」の扱いについて議論があった。安易な政策方針の追随となることを避けつつ、論点を見据えていくことが必要であることが確認された。最後に、これまでの共同性をめぐる議論との差異を示して欲しいという指摘があった。それに対して、未活用ストックの増加という現代における放置か管理かを問うていくことが新規性として説明された。管理のノウハウが住民にそなわっているとは思えないが、「自発性」などの名目で行政は管理を要請する状況下、管理対応ができるどころとそうでないところがある。「熱意」や「知識」で説明しきれない非言語の領域、ミクロではあるが、日本各地で同時に起きていることを取り上げていくことが述べられた。

第 2 報告は、世田谷プレーパーク活動の事例から「テーマ型」コミュニティの成立過程を見出す内容であった。まず、コミュニティ概念を概観し、マッキーバーの概念におけるコミュニティとアソシエーションとの関係は、地域性＝共同性であるのに対し、ウェルマンの場合、地域性の喪失を前提としたネットワーク論であることを取り上げた。そこから、地域・都市社会学におい

て、ネットワークとしてのコミュニティは位置づいているのか、という問いを立てた。ここで、「地域における協働」を地域コミュニティ（町内会などの地域住民組織によるもの）と、テーマ型コミュニティあるいはアソシエーション（市民活動・NPO 団体によるもの）とに分け、後者に着目していくことが述べられた。次に、日本のコミュニティ論から、奥田道大のコミュニティ論（住民運動モデル）、越智昇のコミュニティ形成論を取り上げ、それらをテーマ型コミュニティのヒントとしつつも、それらが示していたのはネットワークではなく地域コミュニティではないのか、と提起する。

以上の概念整理のもと、世田谷プレーパーク活動の事例へと移る。まず、子どもの遊びに危機感を覚える親たちが集まり、1975 年から区内各地で冒険遊び場を運営するようになる。なお、冒険遊び場は「自分がしたいと思うことのできる遊び場」であり、プレーパークは「公園に設けられる冒険遊び場」を指す。当初の活動は、「危ない」「汚い」というネガティブなイメージを地域からもたれていたが、1979 年開始の羽根木プレーパークの運営に PTA や自治会の参入を実現し、5 年目から地域の活動として認知が広がっていく。やがて、人を介した地域ネットワークへの埋め込み（PTA や青少年委員との関係）、区からの子どもの見守り機能を担っている組織として認知、全国組織の設立へと展開していく。

この事例から、小山氏は、任意の活動から地域的な展開への過程に着目し、参加者の意識の普遍化（「身近な子ども」から「全国の子ども」へ）を見出している。そして、参加者を介したコミュニティのひろがりや、運動性の継続による子どもの遊びをとりまくコミュニティのひろがりや、地域コミュニティとしてみるとこぼれ落ちてしまう事項があるため、テーマ型コミュニティ（事例におけるテーマは「子どもの遊び」）としてみることで捉えることを提唱した。

質疑では、事例がコミュニティなのか、アソシエーションなのか、そのいずれでもない別様のものなのか議論が分かれた。「子育てには必ず地域性が付随するのではないか」としてコミュニティの要素を見出す意見、アソシエーションが地域へのリスペクトを身につけたという事例ではないのかという意見、コミュニティというよりは、主体形成の話であり、強い行動様式と概念共有に基づくのではないかという意見など、「円周率」のように決着がつかないという意見も登場した。その背景は、小山氏の提唱するテーマ型コミュニティがとらえきれなかったことにあると思われる。「（先行研究における）どのコミュニティなのかが分からない」「テーマ型コミュニティをつかうと（事例の）実体が縮小してしまうのではないか」「テーマというときの空間形成は批判的な使用がある（あるテーマに統一するために様々な物語が捨象される）」などの指摘があった。

ここから筆者の印象を第 2 報告から第 1 報告へという流れで簡単に述べさせて頂きたい。まず、プレーパークの事例が「子どもの遊び」をテーマとしていると解釈していることから、「コミュニティというよりは、主体形成の話」ではないかという意見に一票、という印象を受けた。「子ども」というコンセプトは、強力であり様々なコンフリクトを宙吊りにする事例（「子どものため」となれば地域団体間のコンフリクトが弱化する事例など）は少なくないと思われる。「子ども」というコンセプトが「強い行動様式と概念共有」に大きな役割を果たしているのではないだろうか（この観点は同じ事例が登場する、元森絵里子 2009『「子ども」語りの社会学』勁草書房 に詳しい）。別の言い方をすれば、「子どもの遊び」というテーマではなく、「子ども」というコンセプトによる規範や暗黙の制度が見え隠れしているように思えるということである。

次に、空間としてどのように捉えられるのか考えた際、空き地・公園であることに着目すると面白いのではないかという印象をもった（その際、テーマを空間に与えることの批判として渋谷区の宮下公園の事例が想起され、質疑での指摘を追認した）。ここで、第 1 報告と接続した。第 2 報告の事例は、私有地や公有地の管理をめぐる共同性の変遷、その管理を暗黙に制度化していたのは「子ども」というコンセプトなのかもしれない。

## 2. 理事会からの報告

2016年度地域社会学会第5回理事会は、2017年2月4日（土）12時40分から14時10分まで東京大学本郷キャンパスで開催されました。ここでは報告事項として6件、協議事項として4件が議論されました。報告事項の詳細については各委員会報告等をご覧ください。

（出席者）浦野正樹、浅野慎一、黒田由彦、清水洋行、新藤 慶、杉本久未子、田中里美、  
築山秀夫、玉野和志、中澤秀雄、西村雄郎、町村敬志、丸山真央、文 貞實、  
吉野英岐、山本薫子

### 報告事項

- 1 研究委員会報告
- 2 編集委員会報告
- 3 国際交流委員会・ISA-RC21 担当報告
- 4 学会賞選考委員会報告
- 5 社会学系コンソーシアム担当報告
- 6 事務局報告

### 協議事項

- 1 入会・退会の承認
  - ・入会希望なし。退会1名、終身会員1名について承認した
  - ・会費未納による会員資格喪失対象者について確認した  
（本会報の「9.会員異動」をご覧ください）
- 2 第10回（2016度）地域社会学会各賞の受賞候補者について
  - ・委員長より受賞候補者の提案があり、承認された（本会報の10.をご覧ください）
- 3 地域社会学会年報のJ-stage 公開について
  - ・J-stage 公開の進め方について検討した（本会報の7.をご覧ください）
- 4 次年度予算案作成方針について
  - ・事務局（財務担当）より、本年度の予算の使用状況をふまえて、来年度の予算案の方針について提案があり確認された。

（清水 洋行）

## 3. 研究委員会からの報告

本年度第4回の研究委員会を開催しました。委員会では、次回大会のシンポジウム「地域社会の共同性の再構築をめぐる」の報告者として、農業・農村分野は、藤山浩会員（島根県中山間地域研究センター）、林業・山村分野は、林雅秀氏（山形大学農学部・非会員）、漁業・漁村分野は、濱田武士氏（北海学園大学経済学部・非会員）に依頼し、内諾を得たことが報告されました。その後、理事会でも承認され、上記3名が正式に登壇することが決まりました。コメンテーターは調整中ですが、司会は研究委員長の吉野と船戸研究委員が担当します。

また、研究例会の報告者を院生や若手教員に依頼するケースも多いことから、例会の開催予定地（東京・京都）以外に居住している方々へ依頼する場合、距離や交通費総額を勘案して、一定程度の交通費補助（あるいは研究発表補助）の支給の可能性や是非について議論しました。この問題については今後も理事会へ提案するなどして、継続して議論していきます。

第4回研究委員会の出席者は以下のとおりです。川副早央里、杉本久未子、田中志敬、船戸修一、文貞實、矢部拓也、山本薫子、吉野英岐。

（吉野 英岐）

#### 4. 編集委員会からの報告

第4回編集委員会が2月4日に開催され、年報第29集(2017年5月発行予定)の内容確認が行われました。自由投稿論文は3本が掲載決定、書評・自著紹介をあわせて14本の原稿が掲載予定です。特集タイトルは『国土のグランドデザインと地域社会——「生活圏」の危機と再発見』とします。会員の皆さまのご協力に感謝を申し上げます。このほか、過去10年間の年報に掲載された論文、書評等の本数推移について資料に基づき意見交換を行いました。学会大会で増加している研究報告を論文投稿・掲載へとつなげていけるように、編集委員会としても引き続きさまざまな努力を続けていくことを改めて確認いたしました。

編集委員会への出席委員は、大倉・田中・築山・中澤・町村・丸山・室井の7名でした。

(町村 敬志)

#### 5. 地域社会学会賞選考委員会からの報告

(1) 2月4日に開催された第3回委員会では、2016年度学会賞各賞の授賞作候補を決定し、同日の理事会に報告、承認された。

(2) 授賞作は、地域社会学会賞(共同研究部門)が広田康生・藤原法子『トランスナショナル・コミュニティ—場所形成とアイデンティティの都市社会学—』ハーベスト社(2016年)、地域社会学会奨励賞(個人著作部門)が丸山真央著『「平成の大合併」の政治社会学—国家のリスケーリングと地域社会—』御茶の水書房(2016年)であった。

(3) 小内透委員、西村雄郎委員の退任を了承し、新たな委員に浅野慎一会員、黒田由彦会員を選出した。また、新委員長に鯉坂学会員を選出した。

(西村 雄郎)

#### 6. 社会学系コンソーシアム担当からの報告

社会学系コンソーシアムでは、2017年1月27日付で「社会学系コンソーシアム通信」第26号を発行しました。加盟学会の大会等イベントスケジュール、理事会体制等が掲載されておりますので、ぜひ下記のURLからご覧ください。なお、地域社会学会のHPからも「通信」をご覧ください( <http://www.socconso.com/tsushin/Tsushin26.pdf> )。

また、2017年1月28日に、第9回シンポジウム「現代社会における分断と新たな連帯の可能性—階層・世代・地域・民族・情報の視点から—」を開催し、当学会からは報告者として丸山真央会員が登壇されました。

(浦野 正樹)

#### 7. 地域社会学会年報のJ-Stage公開に関するお知らせ

この度、地域社会学会年報のJ-Stage(総合電子ジャーナルプラットフォーム)への公開が認可されました。年報に掲載されている著作物の公開にあたり、執筆者のみなさまの承認が必要となります。地域社会学会では、著作権規定が定められております(地域社会学会ホームページの「出版・刊行物」のページをご覧ください)が、これは2014年5月10日に発効したものです。今回の公開の対象には、この著作権規定が発効する前に刊行された年報に掲載されている著作物も含まれます。J-Stage公開にあたり、これらの著作権の扱いに関して、次回の地域社会学会総会(2017年5月13日(土))及び会報203号(2017年6月発行予定)等にて、みなさまにお示しする予定です。

## 8. 事務局からの連絡 <2016年度の会費納入のお願い>

- 2016年度の会費を未納の方は、同封の郵便振替用紙に会員ご本人の氏名・ご住所を明記のうえ、納入くださいますようお願い申し上げます。一般会員は、6,500円（年報代含む）、院生会員は、5,000円（年報代含む）です。振り込まれた方には、年報第28集を次号会報と同封にてお送りします。
- 過年度の会費を未納の方は、未納年度の会費もお振り込みくださいますようお願いいたします。お振込いただいた方には、当該年度の年報をお送りします。
- 会則第6条2に「継続して3年以上会費を滞納した会員は、原則として会員資格を失うものとする」とありますので、ご注意ください。
- 会費を納入済にもかかわらず請求書が届きましたら、事務局までご一報くださいますようお願いいたします。

## 9. 会員異動

### <退会>

(略)

### <終身会員>

(略)

### <会則第6条2にもとづく会員資格喪失者>

(略)

(以上、2月4日理事会で承認)

## 10. 第10回(2016年度)地域社会学会賞の発表と選考経過・受賞刊行物の講評および受賞者の言葉

### 10-1 第10回(2016年度)「地域社会学会賞」の発表

#### (1) 地域社会学会賞

##### ○個人著書部門

該当なし

##### ○共同研究部門

広田康生・藤原法子『トランスナショナル・コミュニティ―場所形成とアイデンティティの都市社会学―』ハーベスト社、2016年

#### (2) 地域社会学会奨励賞

##### ○個人著書部門

丸山真央著『「平成の大合併」の政治社会学―国家のリスケーリングと地域社会―』御茶の水書房、2016年

##### ○共同研究部門

該当なし

##### ○論文部門

該当なし

## 10-2 選考経過

### (1) 選考対象刊行物の推薦と資格要件

2016年度の選考対象となる刊行物は、2015年6月1日から2016年5月31日までの1年間に刊行されたものである。第1回委員会（2016年10月1日）において、推薦委員の推薦による刊行物についての資格審査を行い、選考対象を以下のように確定した。学会賞個人著作部門2点（推薦3点）、共同研究部門9点、奨励賞個人著作部門3点（うち2点は学会賞個人著作部門に推薦されたもの）、奨励賞共同研究部門なし（推薦1点）、奨励賞論文部門4点（推薦1点）。

(2) 第2回委員会（2016年12月3日）、第3回委員会（2017年2月4日）において、選考対象作品について慎重に審議・選考し、授賞候補作を確定し、その後の理事会において承認を得た。

(3) 今期の推薦委員は西野淑美、矢部拓也、福田友子、室井研二、新藤慶、松宮朝、徳田剛、妻木進吾、齊藤綾美、大倉健宏、土居洋平、林浩一郎、杉本久未子、田中研之輔、角 一典、和田清美各氏の16名だった。各委員のご尽力に対して、記して感謝申し上げる。

## 10-3 授賞刊行物の講評

### ○地域社会学会賞（共同研究部門）

広田康生・藤原法子『トランスナショナル・コミュニティ—場所形成とアイデンティティの都市社会学—』ハーベスト社（2016年）

本書は、「トランスナショナル・コミュニティ」という移動や移民によって固定したコミュニティ（地域社会）から出てきた人々のトランスナショナルな場所形成やアイデンティティを主題としている。初期シカゴ学派も、移民の側の視点やホーボーの視点を重視していたのであるから、奥田道大の都市社会学を継承する広田、藤原両氏のこの研究は、見事にシカゴ学派を継承する今日的な都市社会学の実証研究であると言える。

本書に登場する時空間も、大正期の山口県周防大島・沖家室からハワイ・ホノルル、アアラ街に移住した日系人から、1990年代から2000年代ころの群馬県大泉町へ「帰還移民」した日系ブラジル人、新宿・新大久保コリアンタウン在日韓国人、コリアン移民、そしてニューヨーク・イーストビレッジの日系人会など多岐にわたってエスノグラフィー自体がトランスナショナルな様相を示している。

この作品は、グローバリゼーションやトランスナショナリズムに関する諸理論に基づき、地点と時代を「横滑り」しながら自在に展開していく。ここに本書の大きな特徴がある。ポイントは「場所形成」という本書の鍵概念をどう評価するかであろう。

特定の地域社会をフィールドとする日本のエスニック研究は、丹念な（総合）調査に基づいて、外国人住民の増加をきっかけとした社会変動の厚みを描き出したが、しばしば結果的に、外国人「受け入れ」という視点から（日本人中心の）「内向き」の議論を展開するという限界から自由ではなかった。本書の仕事は、一方でむしろ伝統的な地域調査の方法に立脚しながら、しかし同時に、この「内向き」批判を乗り越え、移動者自身の主体性をあくまでも出発点とするために、移動者が越境的に構成していく「場所」という概念にこだわろうとする点に、大きなねらいがある。

今後の課題や若干の不十分さはあるものの、トランスナショナル・コミュニティというユニークな調査対象を追求し、「場所形成」と「アイデンティティ」という地域社会学にとっても重要な発見をもたらした成果は、「地域社会学会賞 共同研究部門」に該当するものとして、ここに推薦するものである。

## ○地域社会学会奨励賞（個人著作部門）

丸山真央著『「平成の大合併」の政治社会学—国家のリスケーリングと地域社会—』御茶の水書房（2015年）

本書は、2005年に11市町村を編入合併した浜松市と編入合併された自治体の一つである旧佐久間町を対象にして、「平成の大合併」のプロセスを社会的に解明したものである。「編入合併する側」と「編入合併される側」の双方の地域を対象とした綿密な実証分析とともに、リスケーリング論とレジーム分析をベースにした全体社会と市町村合併との関連を把握する視点を組み合わせることで、従来の政治学、行政学、財政学などで行われてきた合併研究とは異なる、独自の社会的市町村合併研究になっている。

本書では、「編入合併する側」の旧浜松市から見ると、グローバルな展開を進めながら本社所在地として旧浜松市周辺の地域に生産拠点を集積しようとする自動車産業の意向をもとに合併の動きが始まったこと、その上で、当初想定していなかった、より周辺に位置する自治体が国の政策に従属しながら「編入合併される」ことを望んだために12市町村に及ぶ大合併が生じたことが浮き彫りにされている。これらの実証的な分析には、資料、インタビュー、質問紙調査の結果が併用され、詳細な記述がなされた労作となっており、高く評価できる。この点をふまえ、若手奨励賞（個人著作部門）にふさわしいと判断した。

ただし、リスケーリング論やレジーム分析に関する理論的な検討部分と実証分析が必ずしも十分にかみ合っていないことが惜まれる。国家政策としての市町村合併自体がリスケーリングの動きであることを前提にして、合併前後の政治過程と地域組織の再編を中心にした実証分析が行われており、リスケーリング論やローカル・レジーム分析がどう位置づけられているか必ずしも明確ではない。今後、これらの点をふまえ、研究活動のさらなる展開を期待したい。

## 10-4 受賞者の言葉

### ○地域社会学会賞（共著部門）

広田康生（専修大学）・藤原法子（専修大学）

うれしさとともに身が引き締まります。広田は1999年に『エスニシティと都市』（有信堂）で、第1回日本都市社会学会賞（磯村英一賞）を受賞し、生まれだての都市エスニシティ論に取り組むことへの勇気をいただきましたが、今回、広田・藤原『トランスナショナル・コミュニティ』（ハーベスト社）で地域社会学会賞（共著部門賞）をいただけたことで、こうした研究営為も、一つの研究領域として存在することを認知していただいたかのうれしさがあります。それは共著者の藤原法子にとっても同じです。今回の受賞をきっかけに「記憶と場所」をテーマとする研究に邁進する決意を持っております。大変ありがとうございます。

広田も藤原も研究テーマとしては、グローバル化の中で、異質な世界に生きる人々の生き方や、個人の存在の意味、そして、そうした個人の生き方を起点にして研究することの都市社会学的意味や方法論的意味を考察することをテーマとしています。主なフィールドとしては、横浜鶴見潮田、群馬県大泉町、東京新宿のコリアタウン、そして本書では、ハワイやマンハッタン・イーストビレッジなどが印象的な場所でした。こうしたフィールドの中でも特に潮田のフィールドの中から、アイデンティティの多数性・複数性、主体としての個人の位相、異質性認識、個と共同性等々のテーマに直面しました。特にわれわれが、日系人、日本人を対象としたのは、異質の中で生きることを意味を、自分自身の生き方に関わらせて考えたいからです。

今、日本人を含めて“異質な存在”と言われる人々をめぐるそれぞれの国、社会での「多様性」「寛容性」「排他性」の議論が深刻です。2003年に在外研究でボストンに滞在した時、ニューヨーク大学で開催された「Transcending Borders」というシンポジウムにはS.サッセンやN.グリックシラーらのグローバリゼーション論者、トランスナショナリズム論者が集い、9.11以後のムスリム系住民へのバッシングに関連して過去の日本人への扱い方が現在のテーマとして論じられていました。そして今また「多様性」や「寛容性」の意味が改めて問われています。多様性や差異の中で生きる個人、コミュニティの意味を我々はいっと知る必要があると思います。特に広田

に残された期間はわずかですが、今後は、こうした研究領域の都市社会学的、地域社会学的な系譜や意味や可能性の研究に取り組んで行きたいと思っております。ありがとうございました。

## ○地域社会学奨励賞（個人著作部門）

丸山真央（滋賀県立大学）

栄誉ある賞に選出していただきましたことに、西村選考委員長をはじめ諸先生方に厚く御礼を申し上げます。一層精進せよと叱咤激励していただいたものと受け取っています。

「平成の大合併」が終わってだいぶ経ちました。各地の合併自治体・地域の苦境を見るにつけ、「大合併」政策がもたらしたものの検証が必要だと思わざるをえません。正直に言えば、本書の出版を機に合併の研究にひと段落つけようかと思いましたが、もう少し現場にとどまろうと思直したところ、この賞をいただきました。「大合併」の評価・検証の研究に、微力ながら取り組みたいと思っております。

もうひとつは、リスケーリングという語を副題に入れたことへの負い目があります。本学会で2度にわたってこの語を表題に掲げた年報が刊行されたことがありました。あれから数年が経ちましたが、日本の地域社会学においてスケール概念や発想が十分に定着したかということ、なかなか評価は難しいところだと思います。それは、この概念や発想の限界というより、実証分析に耐えるだけの方法論がうまく導入されていないことや魅力的な実証研究の成果が十分でないためではないかと考えています。もちろんいくつかの優れた成果が少しずつ出てきていて、国際的な発信も始まっています。しかし私自身はそうした責任を全く果たせていません。今後、及ばずながら尽力したいと思っております。

大きな賞をいただいたことで、気負い過ぎているような気がしないでもありませんが、研究のさらなる励みになったことはまちがいありません。ありがとうございました。

## 11. 会員の研究成果情報（2016年度・第5次分）

会員の研究成果について、2015年以降に刊行され、2017年2月28日までに情報提供をいただいたものを掲載します（過去の会報に掲載されたものや口頭発表は除きます）。

引き続き、2015年以降の研究成果に関する情報を募集しています。同封の用紙（地域社会学会WebサイトからMSワード版がダウンロードできます）の情報を、事務局宛のメールに添付でお送りください（ファックスも可）。メールに必要な事項を書いて送っていただいても構いません。ご協力よろしくお願ひします。万一、情報を提供したにもかかわらず以下に掲載されていないなどの手違いがございましたら、事務局まで御一報くださいますようお願いいたします。

### 2016年〔著作〕

今井照・自治体政策研究会編著『福島インサイドストーリー—役場職員が見た原発避難と震災復興』公人の友社、2016年11月

金井利之・今井照編著『原発被災地の復興シナリオ・プランニング』公人の友社、2016年11月

### 2016年～2017年〔論文〕

中田 実「町内会・自治会の特質と現代的課題」、自治体問題研究所編集『住民と自治』633号、2016年1月

野邊政雄「高齢女性が過疎山村に住み続ける理由の一考察：岡山県鏡野町富地域の事例」、兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究所『教育実践学論集』第17号、2016年3月

野邊政雄「過疎山村に住む高齢女性のきょうだい関係に影響を及ぼす要因」、『老年社会科学』Vol.18, No.1、2016年4月

野邊政雄「過疎山村に住む高齢女性の社会関係」、『老年社会科学』Vol.18, No.3、2016年10月

中田 実「団地40年—団地自治会の現代的可能性」、自治体問題研究所編集『住民と自治』646号、2017年2月